公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２８年（へ）第５号

京都市南区東九条中札ノ辻町２番地
申立人　株式会社多田製衡所
代表者代表取締役　多田　泰則
権利を争う旨の申述の終期　平成28年11月16日
平成28年７月27日　神戸簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＣ246694
金額　101,304円
支払期日　平成28年３月25日
支払地　兵庫県神戸市
支払場所　株式会社みずほ銀行神戸支店
振出日　平成27年11月10日
振出地　兵庫県神戸市
振出人　株式会社ネオス　代表取締役　葛原　塁
受取人　株式会社多田製衡所
裏書人　株式会社多田製衡所　代表取締役　多田　泰則
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２８年（家）第１０９０号

名古屋市名東区亀の井２丁目80番地
申立人　**廣**戸　恒雄
本籍岡山県津山市市場1547番地、最後の住所名古屋市名東区亀の井２丁目80番地
不在者　**廣**戸　道子
昭和43年４月26日生
届出期間満了日　平成28年11月28日
名古屋家庭裁判所

平成２８年（家）第１１７号

長崎県長崎市宝栄町14番17号
申立人　後藤　三夫
本籍長崎県長崎市深堀町３丁目111番地、最後の住所長崎県長崎市深堀町３丁目111番地
不在者　後藤　**亮**
昭和６年９月２日生
届出期間満了日　平成28年11月30日
長崎家庭裁判所

失踪宣告

平成２８年（家）第２９号

本籍岩手県二戸郡一戸町一戸字本町66番地、最後の住所岩手県二戸郡一戸町一戸字本町66番地
不在者　山火　アサ
昭和７年５月28日生
平成28年７月28日失踪宣告審判確定
盛岡家庭裁判所二戸支部裁判所書記官

平成２７年（家）第３８７号

本籍群馬県高崎市倉賀野町145番地、最後の住所群馬県高崎市下之城町1090番地
不在者　中谷　**芳**得
昭和10年５月４日生
平成28年７月30日失踪宣告審判確定
前橋家庭裁判所高崎支部裁判所書記官

平成２８年（家）第６１号

本籍神奈川県小田原市栢山1046番地、最後の住所神奈川県小田原市栢山1046番地市営柳町住宅２号棟29号
不在者　鈴木　　明
昭和７年８月28日生
平成28年７月30日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

平成２７年（家）第４１２５４号

本籍岡山県美作市三倉田1027番地、最後の住所大阪市西成区旭１丁目２番２号
不在者　山本　道信
大正８年１月15日生
平成28年７月29日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第２６号

本籍岡山県岡山市北区出石町２丁目18番地、最後の住所兵庫県加古郡播磨町本荘316番地の４
不在者　西岡　路芳
昭和28年７月29日生
平成28年７月29日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

平成２７年（家）第４３５号

本籍沖縄県那覇市泊２丁目17番地１、最後の住所沖縄県那覇市三原２丁目４番８号
不在者　池宮城朝夫
昭和22年９月24日生
平成28年７月29日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第３５６号

本籍沖縄県うるま市字安慶名386番地、最後の住所アメリカ合衆国以下不詳
不在者　神村美代子
大正15年３月25日生
平成28年７月29日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所沖縄支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２８年（へ）第１号

山形市桧町２丁目11番10号
申立人　有限会社安孫子鍍研資材店
代表者代表取締役　安孫子惣一
権利を争う旨の申述の終期　平成28年７月25日
平成28年７月26日　山形簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＣＵ39855
金額　554,447円
支払期日　平成28年４月15日
支払地　山形県天童市
支払場所　株式会社山形銀行天童支店
振出日　平成28年１月20日
振出地　白地
振出人　株式会社天童木工　専務取締役　加藤　幸男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第７４６号

千葉市花見川区三角町608番地
債務者　有限会社アッパー・ハウス
代表者取締役　長澤　　定
１　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡田　知也
４　破産債権の届出期間　平成28年９月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月26日午前10時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２０号

岩手県久慈市中央２丁目９番地
債務者　株式会社中村家具店
代表者代表取締役　中村　隆夫
１　決定年月日時　平成28年８月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上山　信一
４　破産債権の届出期間　平成28年９月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月15日午前11時
盛岡地方裁判所二戸支部